

近現代史学教育の課題によせて

野村 耕一

はじめに

専門教育と共通教育とで濃淡や意味合いの差はあるが、学生が大学において歴史学という学問に接するに際しての問題点は、さしあたり次の三つであると考えている。

① 基礎知識の不足。

これは専門分野が離れている学生に比較的多く見受けられるケースである。数年前に高等学校における世界史未履修の問題が表面化して以降、世界史を実質的に全く履修していない学生は管見の限り見かけないものの、近現代分野は手つかずとか、前近代についてはほとんど学習していないといった者は少なくない。小生が担当している授業では、開講時に高等学校における地理歴史・公民の履修状況や大学入試センター試験における受験科目、高等学校レベルの世界史に関する基礎的知識等をアンケート調査する機会が多いが、例えば「産業革命」や「第一次世界大戦」といった基礎的な事項について全く無知という学生が残念ながら存在する。

② 固定観念や先入観の呪縛。

高等学校の世界史や日本史に対して得意意識を持っている学生の中には、今では否定されている学説を信奉しているとか、イデオロギー色の強い見解に束縛されている学生もたまに見受けられる。たとえば、大日本帝国憲法はプロイセン憲法を模倣にしたものに過ぎないというような、かつて一部の研究者が唱え、通俗的となった見方は、少なからぬ大学生において根強いようである¹。

③ フィクションとノンフィクションの混同。

歴史ドラマをよく観るとか、歴史小説を読むのが好きであるといった学生に出会うことがある。彼らのなかには、ドラマや小説が大筋では史実に即していても、登場人物間の関係やセリフ等の細部はしばしばフィクションであるということに気づいていな

い者が散見される。時代劇で役者が現代の共通日本語に類したものを喋っているのを聞いて、あたかも江戸時代の人々がそのような言葉を使っていたかと思いついていようようなケースが存在するのである。

そもそも歴史学を学ぶに際しては、常識や教養、関連分野の知識が必要である。ある大学で著名な社会学者がゼミの学生と雑談していたとき、会話の中で登場した「右翼」や「左翼」という言葉に対し、「先生、サヨクって自民党のことですか」と問いかけてきたという²。これは近年の大学においては十分起こり得る事態であって、筆者もある講義を終えた後、歩み寄ってきた学生に「先生、キョウサントウってウヨクなんですか」と質問された経験がある。大学生の多くがイデオロギーとは無縁な昨今において、「サヨク」は耳慣れない言葉であり、「革新」はもはや死語に近く、「ウヨク」と言えば軍歌を大音量で流す街宣車を想起するのが標準的なところなのである。

次元の異なる例を挙げてみよう。両大戦間期ドイツのハイパーインフレーションとその解決策を理解するには、金本位制や管理通貨制度など、通貨システムに関する基礎的知識が必要である。明治憲法体制下における政党政治の形成というテーマを取り扱うには、大臣責任制や議院内閣制など、政治学の基礎知識がないと困るであろう。

1. 歴史知識を構成しているもの

大学生に限らないが、人々が有している歴史に関する知識は、次の三種に大別できると思われる。

- ① 学校教育で学んだこと。
- ② 歴史小説やテレビドラマ、映画等から得たもの。
- ③ 両親や祖父母などからの口承。

大学生の場合、高等学校での歴史教育から時間を経ていることもあり、知識量の面で首座を占めているのは①で

あろうが、歴史観や時代像という点においては②の影響力は強い。人によっては③が重きをなしていることもある。筆者が子供の頃、明治生まれの祖母が、日本神話や大正天皇の遠眼鏡事件³について語って聞かせてくれたことを記憶している。

それぞれの知識には特色があるが、あえて短所に目を向けてみよう。①の場合、教科書に対する信頼感に基づいて、そこに書かれていることは絶対的なものと思込む傾向が強い。また、特に高校の世界史分野において顕著な傾向として、取り上げる対象があまりに膨大なことに由来する、知識の断片性ということがある。イメージの形成力という点で強力な②に関しては、読者や視聴者の側に、フィクションであることの認識が十分でないケースが間々見受けられるが、これについては少しばかり先述した。③については、記憶の間違いや美化、誤った先入観や偏見の介在等が挙げられよう。大学における歴史教育の課題は、①～③を活かしつつ、史的事実を探究する方法とその困難さや、歴史認識とは歴史観と歴史知識の複合体であることを学生に認識させることであると考えている。

2. 何を、いかに伝えるか

では具体的に何をどう伝えるのかという段になると、これなら安心・確実といったものがあるわけではない。通史のあるいは概説的な事柄を一方通行的に講じるような内容では、知識の丸暗記という受験で身についた習性から脱却する契機とはなりにくい。通説とは異なる新説や新解釈を提示したとしても、それがブレイン・ストーミングを必ず引き起こすとも限らない。高校日本史や世界史を得意とする学生において、自分の学力に対する自信のゆえに、むしろそういう傾向が見受けられる。比較的望ましいと思われるのは、学生が教員のアドバイスを受けつつ、自ら史料にあたって調査・研究を行うという形であり、筆者の担当する演習等ではできる限りこれを実践している⁴。

より困難なのは歴史観の取り扱いであろう。高等学校の歴史教育では、時間の制約や大学受験という目の前にある課題、さらには価値中立性への意識や公然あるいは非公然の要請もあって、歴史観というものはほぼ棚上げにされていると言ってよい。一方、大学における歴史学教育はこれ

を避けて通るわけには行かないが、特定の歴史観に誘導したり、ましてや押し付けたりすることなどあり得ない。救済史観や終末思想、循環史観など、様々な史学思想を紹介するというのは実際に講義で行っていることなのだが、受講者にとってはどうも耳に入りやすい内容とは言えないようである。今や体系的ないし疑似体系的な歴史観の凋落は明白である。かつての皇国史観は言うに及ばず、史的唯物論ももはや見る影もない。かかる状況との因果関係は定かではないが、歴史が何処から来てどちらへ向かっているのかといったことは概して思考の外にあるように見受けられる。さりとて、行く末定かならぬ今の時代にふさわしいかに思える、ヤーコプ・ブルクハルト流の非体系的歴史観もなかなか理解困難のようだ。グランド・セオリーの終焉が語られて久しい一方、隣接諸学の成果を取り入れた中範囲あるいはマイクロな理論は枚挙にいとまがないが、それをいくらかたくさん教えたところで、学生が歴史観を構築する土台になるとは考えにくい。

3. 近現代史教育が直面する課題

政治観や社会認識との不可分性や連続性が強い近現代史に特徴的な問題として、研究それ自体が純粋なアカデミズムの枠内に収まらないケースは少なくない。近代天皇制、東京裁判、「従軍」慰安婦、植民地支配など、自国史の場合にそのような事例が多いが、外国史についてもホロコーストなどはこれに該当する。これらのテーマはいわゆる歴史修正主義あるいは修正主義史観という立場の人々とそれを批判する人々との間で、政治性を帯びた論争の対象となっている。我が国における「昭和史論争」やドイツにおける「歴史家論争」がかかる系譜に属すると思われる。こうしたケースでは、対立に由来する批判が学術的な色彩を逸脱し、まるでイデオロギー暴露のような様相を呈することがある。

問題が国際化することも珍しくない。いわゆるA級戦犯の靖国神社祀問題は東京裁判に対する評価、ひいては戦争責任に及ぶ事柄であり、中国共産党政権による抗議の対象となっている。いわゆる「従軍」慰安婦問題について、韓国側から外交 이슈として持ちかけられているのは周知のことに属する。

20世紀の政治にとって、「歴史」はかつての宗教や文明観の代替物であり、倫理なき時代の行動規範であると山崎正和は述べている⁵。歴史の記憶が過去「罪」を現在の価値観に立って訴追するような状況が生まれており、「歴史」が法としての力を帯びているのである。歴史家はいわば調書を書く検察官であって、権力や大衆の監視下に置かれており、職業の使命として犯罪を視野の中心に置くことになる⁶。

とりわけ国際関係史や政治史の分野において、かかる山崎の指摘は切実な事柄である。歴史的眞実の追求は政治の正義と葛藤を生みかねないからだ。例を挙げよう。近年、我が国では伊藤博文を肯定的な意味で再評価する研究が進んでいるが、日本と韓国の学者の共同研究を見ると、韓国において事は容易ではないようである。この隣国において、伊藤は「日本帝国主義」や「韓国併合」を象徴する人物であり、負のイメージに満ちた存在なのであって、その人物像を少しでもプラスの方向に動かすことはそもそもあり得ないかに見受けられる⁷。「併合」について韓国政府は国際法にもとる行為であるという見解を持っており、それを推進したと（少なくとも韓国ではそう把握）されている伊藤を肯定的に評価することは自国の正義を傷つける行いであって、認め難いのである。それに学者が反することは、韓国世論の現状からして相当勇気のいることであろう。

大学の近現代史学教育において、学術と政治の葛藤というかかる問題を回避することはおそらく好ましいことではない。「歴史は暗記物」という身についた習性から脱却する契機となり得る事柄だからである。史的事実はコンビニエンスストアで容易に入手できる各種の商品のようなものではないことを、史料と格闘するなかで体感することと同じくらい、これは意味あるものだろう。幸か不幸か、我が国の近現代史はそのための題材には事欠かない。

4. 「戦争責任」

帝国日本の歴史と向き合う際、戦争は避けて通れないテーマである。1894年に始まる日清戦争以降、日露戦争、第一次世界大戦、満州事変、日中戦争、第二次世界大戦と、戦前日本の歴史は戦いの連続である。なかでも第二次世界

大戦の経験は我々に今なお重くのしかかっている。

いわゆる「戦争責任」について、戦後生まれだから何ら関係ないという立場に立つことは可能である。近代法において、祖先の罪を子孫が継承するということはないのである。しかし、それが国家の責任として捉えられる限り、同じナショナリティに属するものがこの論理を貫き通すことはできるのであろうか。ドイツでしばしば耳にする、「我々に罪はないが、記憶する責任はある」といった類の対応は一つの方法であるが、紋切型のきらいがなくはない。

戦争の記憶は新たな記憶が上書きされることで更新されてきたという、悲しむべきことだが否定しがたい現実がある。第二次世界大戦ののち、あのような大規模な戦争は起こることがなく、大戦の記憶は残存し、場合によっては強まりさえした。記憶の確かさや真偽に時に疑義をさし挟む余地はあるにしても、戦争責任を強く問われたドイツや日本にとって、これは重い現実であり、負の遺産となっている。

では「戦争責任」とはいったい何を指すのであろうか。ジャーナリズムの世界では明確に定義されないまま使用されていることも多いが、開戦責任、侵略責任及びいわゆる戦争犯罪を意味しているようであり、敗戦責任はたいてい枠外に置かれている⁸。管見の限り、かかる認識は大学生においても一般的と思われる。

誰に責任があるかという点では、日本の場合、いわゆる東京裁判で有罪となった面々、とりわけ死刑に処せられた7名が名宛人とされており、この裁判はサンフランシスコ講和条約において正当なものと認められている。しかし、周知のようにこの裁判については複数の方面から批判が投げかけられている。昭和天皇の責任を問う人々もいれば、裁判自体の不当性あるいは不法性を主張する人もおり、個々の判決の妥当性に疑問を投げかける人も存在する。事は眞実の探究というより法的ないし政治的正義の問題であるから、新しい史料の発見や発掘があろうとも、この問題について決定的な答えが出ることは想像しがたい。大切なことは、日本が講和条約によって占領状態を脱却して主権を回復したことであり、その条約が東京裁判の正当性を認めており、日本政府がそれに調印していることである⁹。かかる事実を否定あるいは修正するような試みが外交関

係にもたらす影響については、靖国神社の合祀問題などで経験済みである。

では一体、近現代史教育において「戦争責任」をいかに取り扱えばよいのであろうか。おそらく、これが正解というものはないと考えられる。用語の定義を明確にした上で研究状況を紹介し、政治的正義との相克について言及するというのが一般的な段取りと思われるが、前提となる知識や関連事項も合わせると、取り扱う事項は多岐にわたり、膨大である。明治憲法体制の構造的特徴とその展開・変容を把握することなくして「開戦責任」の問題を理解することはできない。個別の事柄について異なる学説が存在することが多々あるのはもちろんだが、そもそも政治体制の特質という大枠について見解が対立しており、それが戦争責任論と密接に関連しているのである。代表的な例は、天皇の政治的役割をどう評価するかということであろう。

おわりに

歴史に関心のある学生のなかでも、近現代史に苦手意識を持っている学生は少なくない。高等学校での学習経験から、複雑で理解するのが大変と捉えているのが主な理由のようだ。上記のようなことを話せば、人によっては近現代史を一層敬遠するかもしれない。

しかしながら、大学入学以前に身に付いていることの多い、提示された情報を無批判的に覚えるという受動的な学習のあり方を改めるために、近現代史学はおそらく格好の題材の一つであると確信している。実証的・学術的な研究姿勢を身につけることと併せて、これまた中等教育段階では時間の制約等の理由でやむを得ず片隅に追いやられていることや、発達段階の面で取り上げることが適当でない事柄について考える場となり得るからである。天皇制や「戦争責任」はその具体例であろう。

これまで述べてきたように、近現代史学は政治的なものと不可分な面を持っている。それは確かに学問としては厄介なことではあるが、同時にある種の可能性を秘めているのである。関連する政治的事情について知り得ることはもちろんであるが、根本的かつより重要なのは学問における「客観性」について考える機会を得られることであろう。歴史学を含む人文・社会科学において、価値判断や価値評

価と無縁ということはありません。研究の際の問題設定それ自体が研究者の価値観と密接に関係しているからである。しかし、研究それ自体においては価値判断と事実判断を混同してはならない。研究対象を設定する際の主観性を踏まえつつ、研究のなかでは実証的・客観的な姿勢を貫くことが「価値自由」ということなのである¹⁰。

こうしたことを学生が理解して、自分が持っている様々な歴史知識の成り立ちを批判的に考えることができるならば、大学における近現代史学教育は一定の意味ある役目を果たしたことになるであろうと考えている。

-
- 1 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』（講談社、2003年）5-11頁。
 - 2 竹内洋『革新幻想の戦後史』（中央公論新社、2011年）viii-ix頁。
 - 3 この事件の真相を含む、大正天皇の姿については、原武史『大正天皇』（朝日新聞社、2000年）、古川隆久『大正天皇』（吉川弘文館、2007年）を参照。
 - 4 人文学部スタートアップセミナーにおける筆者の試みについては、拙稿「歴史学教育におけるPBL スタートアップセミナーでの試み」（『人文論叢』第29号、三重大学人文学部、2012年3月）を参照。
 - 5 山崎正和『歴史の真実と政治の正義』（中央公論新社、2007年）17頁。
 - 6 同、11-13頁。
 - 7 伊藤之雄・李盛煥編著『伊藤博文と韓国統治』（ミネルヴァ書房、2009年）。
 - 8 清水正義『戦争責任とは何か』（かもがわ出版、2008年）14-18頁。
 - 9 山崎前掲書、59頁。
 - 10 社会科学における「客観性」や「価値自由」については、M・ヴェーバーが「社会科学および社会政策的認識の客観性」、「社会学および経済学における『価値自由』の意味」、「職業としての学問」等の論文や講演録において論じているのは周知のことに属する。徳永恂（編）『マックス・ウェーバー著作と思想』（有斐閣、1979年）2-34頁。